

記者発表資料
令和6年8月21日

【法制度・全庁調査・再発防止（規制部署）
に関すること】

環境生活部環境対策課

担当：中村、吉田

電話：022-211-2666

【各事案概要及び再発防止（工事管理部署）
に関すること】

経済商工観光部観光戦略課

担当：狩野、高橋

電話：022-211-2821

水産林政部漁港整備推進室

担当：千田、佐々木

電話：022-211-2674

土木部事業管理課

担当：畠山、二階堂

電話：022-211-3186

企業局水道経営課

担当：菊池、新沼

電話：022-211-3416

県発注工事における土壌汚染対策法に基づく届出の未届事案について

1 概要

土壌汚染対策法（平成14年度施行）では、有害物質による土壌汚染のあった土地を適切に管理することで健康被害を防止するため、平成22年度の法改正により、一定の規模以上の土地の形質変更を行う場合は、着手の30日前までに知事等への届出が義務付けられています。

今回、他の自治体が発注した公共工事において、未届事案が発生している状況を踏まえ、本県でも同様の事案がないか全庁調査を実施した結果、県発注の公共工事において、届出が必要な事業が352事業あり、そのうち133事業の未届事案が確認されました。

なお、未届事案において、健康被害につながるものは確認されませんでした。今後、このようなことが起こらないよう、再発防止に努めてまいります。

2 調査の内容及び結果

(1) 対象年度 平成22年度から令和5年度まで

(2) 結果 4部局で合計133事業の未届があり、事後の届出に基づき必要な調査を行い、健康被害につながるものがないことを確認済み

【別表】届出対象事業数及び未届事業数の内訳

部局別	届出対象事業数	未届事業数
経済商工観光部	1	1
水産林政部	39	16
土木部	226	112
企業局	6	4
環境生活部	1	0
農政部	79	0
合計	352	133

3 未届の主な原因

- (1) 法に基づく事前の届出義務に係る周知不足及び職員の認識不足
- (2) 届出対象となる工事要件（面積など）に対する職員の理解不足
- (3) 工事発注時における届出状況の組織としての確認不足

4 再発防止対策

法に対する職員の認識、理解の徹底を図り、再発防止対策に努める。具体的には、工事管理部署及び規制部署が連携し、以下の取組を進める。

(1) 工事管理部署における取組

- ① 届出義務及び届出対象となる工事要件（面積など）について、認識・理解を深めるための研修の実施
- ② 工事発注時のチェックシートへ、届出状況を確認する項目を追加し、事前届出漏れの確認の強化
- ③ 管理監督職を含めた組織全体による設計書審査時の確認体制の強化

(2) 規制部署における取組

- ① 全部局への事前届出義務の周知及び注意喚起の文書を毎年度当初に発出
- ② 工事管理部署が実施する研修への協力
- ③ 届出に係る事前相談等での具体的かつ細やかな指導・助言

【土壌汚染対策法における届出制度の概要】

- ・ 3,000平方メートル以上、又は、水質汚濁防止法に定める有害物質使用特定施設が設置されている工場等の敷地については900平方メートル以上の、土地の形質変更を行う場合、着手の30日前までに知事（仙台市は市長）への届出が義務付けられています。
- ・ 知事等は、届出のあった土地について土壌汚染の調査を行うべき土地であるかを確認し、調査を行う必要があると認めるときは、土地所有者等に対し調査命令を行うことができます。